

## ○国立大学法人筑波大学利益相反規則

〔平成17年9月29日〕  
法人規則第50号

改正 平成19年法人規則第7号

平成19年法人規則第44号

平成21年法人規則第48号

平成24年法人規則第58号

### 国立大学法人筑波大学利益相反規則

#### (目的)

第1条 この法人規則は、職員等の産学官連携活動に伴い生じる利益相反問題に適切に対処することにより、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が行う産学官連携活動を推進するとともに、法人及び職員等の社会的信用及び名誉を保持することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法人規則において「利益相反」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 職員等の企業等から得る産学官連携活動に係る個人的な利益が、法人における当該職員等の責任と相反する状況にあること。
- (2) 職員等の産学官連携活動に係る兼業（第3項第2号に規定する兼業をいう。以下同じ。）先に対する責任が、法人における当該職員等の責任と相反する状況にあること。
- 2 この法人規則において「職員等」とは、法人の役員及び職員をいう。
- 3 この法人規則において「産学官連携活動」とは、次の各号のいずれかに該当する活動をいう。
  - (1) 受託研究（国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成16年法人規則第41号。以下この号及び次項において「外部資金研究取扱規則」という。）第2条第1号に規定する受託研究をいう。以下同じ。）、共同研究（外部資金研究取扱規則第2条第2号に規定する共同研究をいう。以下同じ。）その他の法人と企業等が連携して行う研究その他の活動
  - (2) 職員等が、企業等において自らの研究の成果等を活用して研究その他の活動を行うため、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号）その他の法人の規則の規定に基づき、法人の許可を受け、又は法人に届け出て行う兼業
  - (3) 職員等が、法人における研究の成果等を活用して事業を行う企業等に対してする出資
  - (4) 職員等が、自ら有する知的財産権（国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）第2条第1項に規定する知的財産権をいう。）を企業等を実施させ、又は譲渡する行為
- 4 この法人規則において「企業等」とは、外部資金研究取扱規則第1条に規定する企業等をいう。

(利益相反に関する業務を行う特別な組織)

第3条 法人に、利益相反に関する業務（利益相反に該当しないが、法人以外の者から利益相反と認識され、又は認識されるおそれがある状況に係る業務を含む。）を一体的に行うため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織を置く。

2 前項の特別な組織に関し必要な事項は、法人規程で定める。

3 第1項の特別な組織に、同項に規定する業務を行うため、利益相反委員会を置く。

4 利益相反委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法人細則で定める。

（利益相反アドバイザリーボード）

第4条 前条第1項の特別な組織に、第6条第2項の学長の勧告に対する職員の異議申立てについての検討を行うとともに利益相反に関する事項を審議する機関として、外部の有識者で構成する利益相反アドバイザリーボードを置く。

2 利益相反アドバイザリーボードの組織及び運営に関し必要な事項は、法人細則で定める。

（個人的な利益の報告）

第5条 職員等は、各年度において、第1号のいずれかに該当する企業等から、第2号のいずれかに該当する産学官連携活動に係る個人的な利益を受けたとき（当該職員等の配偶者及び生計を一にする二親等内の親族が個人的な利益を受けたときを含む。以下同じ。）は、法人細則で定める様式の自己申告書を、翌年度の5月末日までに、所属長を経由して（所属長がない場合にあっては、直接）学長に報告しなければならない。

(1) 企業等

ア 法人の研究成果の移転を受けている企業等（当該年度前に移転を受けた企業等を含む。）

イ 法人に対し受託研究を委託し、法人と共同研究を行い、法人から技術指導を受け、又は法人に対して奨学寄附金を贈与し、その他法人が行う産学官連携活動に関して法人と契約関係にある企業等（当該年度前にこれらの関係があった企業等を含む。）

ウ 法人に対し製品又は役務を提供している企業等（当該年度前に提供した企業等を含む。）

(2) 産学官連携活動に係る個人的な利益

ア 兼業に係る報酬又は研究成果の実施料収入若しくは売却による収入（企業等から得たこれらの個人的な利益が合計100万円以上であるときに限る。）

イ 株式等（株式が未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあっては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。以下同じ。）の取得（当該年度前に取得した株式等の保有を含む。）

（審査の付託及び勧告）

第6条 学長は、職員等から前条の報告があった場合は、必要に応じて、事実関係の調査及び次の各号に掲げる措置を勧告すべきか否かの審議を、第3条第1項の特別な組織に付託するものとする。

(1) 兼業先企業等の役員の辞任

(2) 株式等の譲渡

(3) その他必要な措置

2 学長は、前項の審議の結果、職員等の行為が産学官連携活動を阻害するとともに、法人及び職員等の社会的信用及び名誉を毀損するおそれがあると判断したときは、当該職員等に対し、前項に規定する措置を勧告することができる。

(異議申立て)

第7条 職員等は、前条第2項の勧告に不服があるときは、学長に対し、異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立ては、勧告を受けた日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

3 第1項の異議申立てがあったときは、学長は、当該異議申立てについて、利益相反アドバイザリーボードに付託するものとする。

第8条 前条第3項の付託に係る審議の結果、異議申立てに理由がないとされたときは、学長は、異議申立てをした職員等に対し、その旨を通知するものとする。

2 前条第3項の付託に係る審議の結果、異議申立てに理由があるとされたときは、学長は、当該勧告を取り消し、又は変更するものとする。

(雑則)

第9条 この法人規則に定めるもののほか、利益相反に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この法人規則は、平成17年11月1日から施行する。

2 平成18年5月末日までにする個人的な利益の報告は、第4条の規定にかかわらず、この法人規則の施行日から平成18年3月末日までに受けた産学官連携活動に係る個人的な利益に限るものとする。

附 則 (平19. 2. 22法人規則7号)

この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 7. 27法人規則44号)

この法人規則は、平成19年7月27日から施行する。

附 則 (平21. 9. 24法人規則48号)

この法人規則は、平成21年9月24日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学利益相反規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平24. 9. 27法人規則58号)

この法人規則は、平成24年9月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学利益相反規則の規定は、同年4月1日から適用する。